

日本大学生物資源科学部校友会 海洋生物資源科学科分会(日本大学桜水会) 会則

昭和 41 年 4 月 16 日一部改
昭和 43 年 6 月 16 日一部改
昭和 47 年 11 月 18 日一部改
昭和 49 年 11 月 18 日一部改
昭和 53 年 5 月 18 日一部改
平成 4 年 5 月 13 日一部改
平成 8 年 6 月 22 日一部改
平成 13 年 7 月 7 日一部改
平成 14 年 7 月 6 日一部改
平成 19 年 6 月 23 日一部改
平成 21 年 6 月 20 日一部改
平成 26 年 6 月 14 日一部改
令和 2 年 6 月 19 日一部改
令和 5 年 4 月 10 日一部改

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は日本大学生物資源科学部校友会海洋生物資源科学科分会通称「日本大学桜水会」と称し、事務局を神奈川県藤沢市亀井野 1866 日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科内におく。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦啓発を図りその社会的発展のために寄与し、かつ日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科の振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会誌, その他図書, 印刷物の刊行。
2. 会員の相互における事業, 職業の斡旋。
3. その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員: 日本大学農学部水産学科, 農獣医学部水産学科, 生物資源科学部海洋生物資源科学科、海洋生物学科の卒業生。
日本大学大学院農学研究科水産学専攻, 生物資源科学研究科関連研究室の修了生, ただし大学院生物資源科学研究科の関連研究室在学学生を除く。
2. 準会員: 日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科, 海洋生物学科の在校生、および大学院生物資源科学研究科関連研究室の在学学生。

3. 特別会員:日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科の教員で役員会の推薦した者。
4. 賛助会員:本会の趣旨に賛同する者で役員会の承認を得た者。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 会長1名, 副会長数名(学部校友会行事に参加出来るのは2名)
2. 幹事数名
3. 顧問・相談役若干名
4. 監査2名。
5. 事務局員:事務局長1名, 会計1名, 広報3名(校友会報, 会報, HP), 庶務2名(名簿、総会)。

(役員会)

第6条 役員会の構成は第5条に定める役員により構成する。

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法により会員の中から選出する。

1. 会長・副会長・監査は役員会において互選し, その結果を総会に諮り総意により決定する。
2. 幹事・顧問・相談役は役員会メンバーの推薦により決定する。
3. 事務局員は会長が指名し, 役員会メンバーとなる。

(名誉会長)

第8条 役員会より総会に推薦し, 総会の総意により決定する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は3年とする。事務局長以外の事務局員の任期は4年とする。役員に欠員が生じたときは役員会がこれを補充し, 補充された役員任期は前任者の残任期間を持ってこれにあてる。ただし再任を妨げない。
2. 会長に病気・事故等が生じ職務執行に支障をきたした場合, 役員会は速やかに会長代行を役員会メンバーより選出し, 次の総会までの間, 会長代行が職務執行にあたる。

(役員会の職務)

第10条 役員会は総会の総意に基づき業務を執行する。

(監査の職務)

第11条 監査は本会の経理状況および業務の執行を監査する。

第4章 会議

(総会の招集)

第12条 総会は毎年1回会長がこれを招集し通常総会とする。臨時総会は役員会の要請により会長が必要と認めるとき開催する。

(役員会の招集)

第13条 役員会は通常および臨時にわける。通常役員会は毎年2回4月および12月に開催する。臨時役員会は事務局長の要請により会長が必要と認めるときに開催する。

(役員会の職務)

第14条 役員会は次の事項を審議する。

1. 事業計画概要ならびに報告に関すること。
2. 各種会費の徴収に関すること。
3. 収支予算に関すること。
4. 本会の運営に関する基本的事項。
5. その他総会において付議するのを適当と認めた事項。

(役員会の議決)

第15条 役員会の議決は出席者の多数決による。

(会長の職務)

第16条 会長は本会を代表し会務を総括し、役員会の決定に従ってその執行にあたる。会長に病気・事故等のあったときは第9条2. に従い、会長代行が職務を代行する。

(事務局)

第17条 本会は日常業務を処理するために日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科内に事務局をおく。

1. 事務局長は事務局日常業務の統括にあたる。
2. 会計は金員の出入管理およびその記録をとり会計監査に際して記録を開示する。
3. 広報は学部校友会会報担当、桜水会会報担当およびホームページ担当にそれぞれ1名を配す
4. 庶務は会員の名簿を管理する桜水会名簿担当および総会・懇親会の運営を行う総会担当にそれぞれ1名を配する。

第5章 支 部

第18条 本会に支部をおくことができる。支部の設立は本会会則に基づき役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

2. 支部規定は別にこれを定める。

第6章 会 計

(運営費用および積立金)

第19条 本会の運営に要する通常費用は日本大学校友会準会員年会費、終身会費積立金及びその利息、寄付金およびその他の収入をあてる。

2. 第3条に定める事業のうち特別にかかる費用は、役員会の議を経て終身会費積立金をこれにあてることができる。

(入会金)

第20条 本会の入会金は日本大学生物資源科学部校友会の規定にしたがう。

(会費)

第21条 本会の会費は終身会費 10,000 円とし、別途積立金とする。ただし、日本大学校友会準会員年会費を完納した卒業生からは終身会費を徴収しない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 補 足

(会則の変更)

第23条 本会の会則変更は役員会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

(会則の施行)

第24条 本会の会則は昭和27年4月1日から施行する。

第8章 附則

令和5年4月より海洋生物学科の新設に伴い海洋生物資源科学科が海洋生物学科に一本化されるまで、桜水会は日本大学生物資源科学部校友会海洋生物資源科学科・海洋生物学科、通称「日本大学桜水会」と称し、事務局を神奈川県藤沢市亀井野1866日本大学生物資源科学部海洋生物学科内に設置する。本会則は、上記移行期間中は「海洋生物資源学科」を「海洋生物資源学科および海洋生物学科」と読み替えて適用するものとする。

日本大学桜水会 支部規定

1975年5月18日一部改正

第1条 本支部は「日本大学桜水会 支部」と称し、事務局は におく。

第2条 本支部は 地区に在住もしくは勤務する日本大学桜水会の会員を持って組織する。

第3条 本支部は日本大学桜水会および日本大学校友会 支部、日本大学生物資源科学部校友会地区会員と連携を保ちつつ会員相互の親睦をはかりあわせて母校の発展のために寄与することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために本支部は次の事業を行う。

1. 懇親会の開催。
2. 研修会の開催。
3. 会員の慶弔見舞いに関すること。
4. その他必要と認めること。

第5条 本支部には次の役員をおくができる。

1. 幹事:支部長1名, 副支部長:2名, 顧問・相談役若干名
2. 監査:2名
3. 事務局員:事務局長1名, 外若干名

第6条 本支部役員会の構成は幹事, 監査および事務局員により構成する。

第7条 本支部役員は次の方法により支部会員の中から選出する。

1. 支部長・副支部長・監査は役員会において互選し, その結果を総会に諮り総意により決定する。
2. 顧問・相談役は役員会メンバーより会長が指名する。
3. 事務局員は支部長が指名し, 役員会メンバーとなる。

第8条 本支部役員の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

第9条 支部長は支部を代表し会務を総括し, 日本大学桜水会との連携をたもつものとする。

2. 副支部長は支部長を補佐し会務をつかさどる。
3. 顧問・相談役および事務局員は役員会を構成し会務をつかさどる。
4. 監査は支部の経理状況および業務を監査する。

第10条 本支部の会議は総会, 役員会とする。

2. 総会は隔年1回および支部長が必要と認めるとき随時開催することができる。
3. 役員会は支部長または幹事多数が必要と認めるとき開催する。

第11条 本支部の経費は会費, 寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費は年額 円として必要に応じて実費を徴収することができる。

第12条 本支部の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終了する。

学会等における研究発表時の参加費補助についての規定

平成 20 年 6 月 21 日承認
平成 20 年 4 月 1 日施行
平成 21 年 6 月 20 日一部改正

1. 本規定は、在校生の経済的支援を目的とするものであり、桜水会準会員および正会員の内、海洋生物資源科学科の学生・研究生および本学科研究室に所属する大学院生・大学院研究生を対象とする。ただし、給与所得者は対象外とする。
2. 当該補助は、年 20,000 円を上限とし、参加費のほか、指導教員が認めた場合には旅費も対象とする。ただし、大学の経費から支給される場合には対象としない。
3. 当該補助は、申請する学生・研究生が第一著者で、かつ本人が研究発表する場合に限る。
4. 補助対象は、国内外の学会とし、研究会等は除外する。
5. 提出書類は、申請書、領収書、要旨集の写し、学会開催日時および参加費等の詳細が記載されているパンフレット等の写し、宿泊施設の領収書とする。
6. 本補助を受けたものは、総会で報告を行う。

以上

日本大学桜水会 慶弔見舞いに関する申し合わせ

平成 28 年 月 日 制定

第1条 日本大学桜水会は次に定める弔慰金および供物を送ることとする。

	弔慰金	供物	弔電
桜水会役員および教職員 現職	30,000 円	生花1基	○
桜水会役員および教職員 前職	—	生花1基	○
桜水会役員および教職員の親および配偶者もしくは子	—	生花1基	○
準会員	10,000 円	生花1基	○

第2条 前条については会長が特別と判断した場合には、この限りではない。

以上